

2025 11 KAWASAKI

川崎南法人会だより



ホームページも是非ご覧ください

川崎南法人会

検索

<https://km-hojinkai.or.jp>



表紙写真：川崎市観光協会 提供

場所：大師野球場脇「サイクルロード」

発行所／公益社団法人川崎南法人会 編集兼発行人／広報委員会

川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階 <https://km-hojinkai.or.jp>

TEL：044-276-8731 FAX：044-276-8738

令和8年度税制改正に関する提言	2
年末調整の電子化で業務効率化	5
分譲マンションの購入、…節税!?	6
若年性認知症	7
川崎県税事務所移転のお知らせ	8
活動報告	9
新しい仲間PRコーナー	10
新入会員のご紹介・主要行事予定	11

令和8年度

税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- 日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

1. 財政健全化に向けて

- 今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。
- (1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。
- (2) 「こども・子育て政策」の財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。また、歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなりかねない。
- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剰余金の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。
- (1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する等の「保険料負担軽減措置」が設けられているが、一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。

- (2) 公的年金については、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。
- (3) 少子化対策については、現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精緻な議論を求めたい。
- (4) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。
- (5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

3. 行政改革の徹底等

- 国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革を推進しなければならない。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。
- (3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 官業に対してPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に

実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

4. マイナンバー制度について

- 政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者にも明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。
- マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化も進めなければならない。
- マイナンバー法等の改正によって利用範囲は一部拡大されたが、どこまで広げるかは今後の重要な課題である。すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付ける取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができるようになれば、例えば経済対策で支援が必要な困窮世帯に限定して現金を給付する措置を講じるなどの効率化も可能となる。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- 人手不足や継続的な賃上げなど中小企業が抱える構造的な課題を解決するためには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そうした改革に取り組むためには、新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスを引き継ぎ、地域のサプライチェーン（供給網）機能を維持するため、それぞれの事情に応じたきめ細かな事業承継を後押しする必要がある。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 法人税率について
近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に議論することが求められる。
- (2) 法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ1,600万円程度に引き上げること。
- (3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化すること。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。

③ スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処することを求める。なお、「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。

(5) 償却資産に対する課税の見直し

固定資産税における償却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すこと。

(6) 中小企業の事務負担軽減

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化対応に加え、定額減税や所得税の改正により、源泉徴収事務や年末調整事務が毎年見直されるなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強固ではない中小企業にとって、重い負担となっていることを政府は強く認識する必要がある。

2. 事業承継税制の拡充

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方について、検討を求める所見を示した。その評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮する必要がある。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を大幅に緩和すること。

3. 消費税への対応

- (1) 課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。
- (2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。
- (3) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）について、小規模事業者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。
- (4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面において、さらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ. 地方のあり方

- 地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ、地方独自の真の活性化にはつながらないと考えるべきである。
- (1) 地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進するとともに、地元の特性に根差した技術の活用や地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成、地元商店街の活性化等、実効性のある改革を実行する必要がある。中小企業の事業承継は地方創生戦略との観点からも重要だと認識すべきである。
- (2) 地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する施策を求める。
- (3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

Ⅳ. 自然災害への対応

- 東日本大震災からの復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、最近では能登半島地震をはじめ、大きな地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。
- 政府と自治体は自然災害等の緊急事態に備える企業の危機管理として、BCP（事業継続計画）の策定をさらに促すため、税財政を通じた支援を強化する必要がある。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題への対応

3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ① 役員給与は損金算入とすべき
 - ② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (2) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和
- (3) 中小企業の欠損金繰戻還付制度の見直し

2. 所得税関係

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除の見直し
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

5. その他

- (1) 印紙税の廃止
- (2) 配当に対する二重課税の見直し
- (3) 電子申告の促進
- (4) 森林環境税の検証

イー ネン チョウ
いいね!! e-年調

年末調整手続の電子化で業務の効率化

年末調整手続の電子化とは・・・

1. 従業員が控除証明書等をデータで取得し、これを利用して年末調整に関する申告書をデータで作成
2. 勤務先が従業員から年末調整に関する申告書及び控除証明書等のデータ提供を受け、このデータを利用して年税額を計算

「年末調整手続の電子化」に必要な準備に関するパンフレットやQ&Aは、こちらをご覧ください。



国税庁では、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(年調ソフト)を無償で提供しています。



年末調整手続の電子化のメリット

勤務先（給与の支払者）	従業員（給与所得者）
① 関係書類の配付や回収が不要！ ② 控除額や添付書類のチェックが簡単！ ③ 会社のシステムへの手入力作業が不要！ ④ 書類の保管場所も不要！	① 手書きでの書類作成が不要！ ② 控除額はソフトが自動計算！ ③ テレワーク中の従業員も提出可能！ ④ マイナポータル連携を利用すれば、 保険料等の控除証明書等をまとめて取得可能！

従業員による3ステップ



1. 準備

控除証明書等を
データで取得(※)



2. 作成

申告書を
データで作成



勤務先の給与担当

3. 提出

勤務先に
データで提出

※ 控除証明書等は、その控除証明書等の発行主体(保険会社等)から取得してください。
 なお、マイナポータル連携を利用することで、控除証明書等のデータを一括取得できます。

マイナポータル連携を行うための事前準備については、こちらをご確認ください。



※ マイナポータル連携を利用するためには、マイナンバーカードが必要です。
 マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

マイナンバーカードの有効期限や更新手続等の詳細は、こちらをご確認ください。





分譲マンションの購入、…節税!?

税理士・CFP® 越 智 浩

Q. いわゆるタワマン節税：相続税評価額と借入金の差額分だけ他の財産額を圧縮。

15年ほど前、業者の節税セミナーに参加して影響を受けた父は、住んでいた一軒家を売却し、住宅ローン7,500万円を組んで駅近の30階建新築高層マンション25階部分の1室（専有面積80.00㎡）を8,500万円で購入しました。このマンションの敷地面積は2,100㎡、敷地権の割合は100万分の7,143ですので、敷地利用権面積は15.00㎡になります。

父も後期高齢者になって久しくなりますので、いつ相続が開始してもおかしくないと思い、マンションの令和7年分相続税評価額を従来の方法により計算してみました。評価額は、建物900万円及び敷地権2,100万円で合計3,000万円になります。一方、住宅ローンはまだ6,500万円残っていますので、現状、差額3,500万円分の相続財産（＝財産価額－債務額）を圧縮できていると考えて良いのでしょうか？

A. 令和5年9月28日付通達が令和6年分の相続税評価額算定から適用。

不動産価格の年々の上昇により不動産時価と相続税評価額（以下『評価額』という。）の乖離に着目し、借入金をもって物件購入することにより相続財産全体の価額圧縮を図るという節税手法は、35年前のバブル華やかりし時代にもあった。この時は、取得価額課税と路線価・固定資産税評価額の急ピッチの調整により封じられた。そして、《設例》のような、いわゆるタワマン節税については、令和5年9月28日付通達：区分所有財産の評価方法の改正が令和6年分評価額算定から適用されることになり、計量経済学的な統計的手法により評価乖離率を求め、その評価水準に応じて評価額が理論的市場価格の60%程度となるよう補正されることになった。課税庁のデータ重視の姿勢は、あの急ピッチの調整がバブル破裂による経済崩壊に拍車をかけ、相続税破産や緊急避難的な物納の急増を招いたことの反省・教訓と思われる。

評価方法改正の基本的な考え方は、評価額が市場価格と乖離する要因を、建物については再建築価格を算定基準としており、その住環境や効用の反映が不十分であること、また、敷地利用権については共有持分により細分化・狭小となるため、立地条件の良好さの反映が不十分であることとする。そこで、これらを反映した理論的市場価格を算定するため、評価乖離率を求めることが目標となる。すなわち、（補正前の）評価額×評価乖離率＝理論的市場価格。

その計算内容は、主要因を①築年数②総階数（指数）③所在階④敷地持分狭小度の4項に特定し、各要因を指数化（重回帰分析による変数①×△0.033、②×0.239、③×0.018、④×△1.195）して合計し、これに定数3.220を加算して評価乖離率を求める。そして、評価乖離率の逆数である評価水準（＝評価額／理論的市場価格）が0.6未満の場合には、評価額が低すぎるということで理論的市場価格を求めて、その60%相当額に評価額を補正することになる。

以下、《設例》の高層マンションについて具体的に計算してみる。

(1) 評価乖離率

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| ① 築年数 | 15（年）×△0.033＝△0.495 |
| ② 総階数 | 総階数指数30階／33階（0.9090…）×0.239＝0.217 |
| ③ 所在階 | 25（階）×0.018＝0.450 |
| ④ 敷地持分狭小度 | 15.00㎡／80.00㎡（0.188）×△1.195＝△0.225 |
| ⑤ 評価乖離率 | 上記①＋②＋③＋④＋3.220＝ 3.167 |

(2) 補正後の評価額

- | | |
|----------------|---|
| ① 評価水準 | 1 / 3.167 = 0.315756236... < 0.6 ∴補正を要す |
| ② 補正後の建物評価額 | 9,000,000 × 3.167 × 0.6(=1.900) = 17,100,000 |
| ③ 補正後の敷地利用権評価額 | 21,000,000 × 3.167 × 0.6(=1.900) = 39,900,000 |
| ④ 補正後の評価額合計 | 17,100,000 + 39,900,000 = 57,000,000円 |

(3) 他の相続財産を減少させる額＝相続財産全体の圧縮額

借入金残高65,000,000 - 補正後の評価額合計57,000,000 = **8,000,000円**

以上、節税効果が無くなったわけではないが、圧縮額が3,500万円から800万円へとかなり減少する結果となった。現在の重回帰分析による変数は平成30年度データに基づいているので、近々、改訂され、節税手法としての旨味を無くす方へ向かうことが充分予想される。

『歴史は繰り返さない。が、韻を踏む。』ということだろう。

若年性認知症

～気づきと相談が支えの第一歩～



監修：川崎幸クリニック 若年性認知症支援コーディネーター

働き盛りの世代で発症する若年性認知症は、本人だけでなく家族や職場にも大きな影響を与えます。早期に気づいて支援につなげることがとても大切です。

❖ 若年性認知症とは？

若年性認知症は、65歳未満で発症する認知症で、アルツハイマー型や前頭側頭型、脳血管性、レビー小体型など、高齢者が発症する認知症と同じ種類です。

症状はもの忘れにとどまらず、仕事のミスや段取りの不手際、人間関係のトラブルなど、働き盛りならではの形で現れることが多いです。高齢者と異なり、子育て、キャリアや収入への影響が大きく、また、周囲から「怠けている」「性格が変わった」と誤解されやすいため、本人や家族に大きな戸惑いや不安をもたらします。

／事例：50代Aさん



診察

50代のAさんは、ある時から鍵や財布を頻繁に探すようになり、日付や曜日が分からなくなることが増えていきました。「物が盗まれた」と言い出すこともあり、仕事でのミスも目立つようになりました。小さな変化ですが、これも大事なサインです。



相談

検査を受けたAさんは「若年性認知症」と診断され、休職となりました。診断に至るまでには時間がかかることもありますが、早く受診するほど適切な支援につながります。



支援

診断後もAさんには自覚がなく、家族の悩みは深まっていきました。同じことを何度も聞かれるストレスや、家で過ごす時間が長いことへの不安も大きくなり、「若年性認知症支援コーディネーター」に相談しました。コーディネーターのサポートで就労継続支援事業所を見学したAさんは、「ここで働きたい」と自分の気持ちを示すことができました。現在は週5日の通所を続け、周囲のサポートを受けながら安心して過ごしています。

コーディネーターは、本人や家族の思いを丁寧に聞き取り、その方に合った支援へつなぐ役割を担っています。

若年性認知症は「小さな違和感」から始まります。忘れ物が増えた、曜日が分からない、物を盗まれたと思い込むなどの変化に気づいたら、まずは医療機関や「若年性認知症支援コーディネーター」へご相談ください。早期の気づきと支援が、ご本人の生活の質を守り、ご家族の負担を軽くする大切な一歩になります。また、職場の方からのご相談もお受けしています。（相談無料）



社会医療法人財団 石心会
川崎幸クリニック

相談窓口 ☎ 044-544-1020(代) 電話受付時

ご相談はお電話にて「若年性認知症相談」とお伝えください。 月～金 8:30～17:00 土曜 9:00～12:00



若年性認知症支援
コーディネーター
による『事例から
知って学ぶ若年性
認知症』について
解説動画を公開中



川崎県税事務所 移転のお知らせ

川崎県税事務所は、現在、パレール三井ビルディング20階に仮移転中ですが、
令和7年11月25日（予定）に次の場所に移転します。

Ⅱ 移転先のご案内

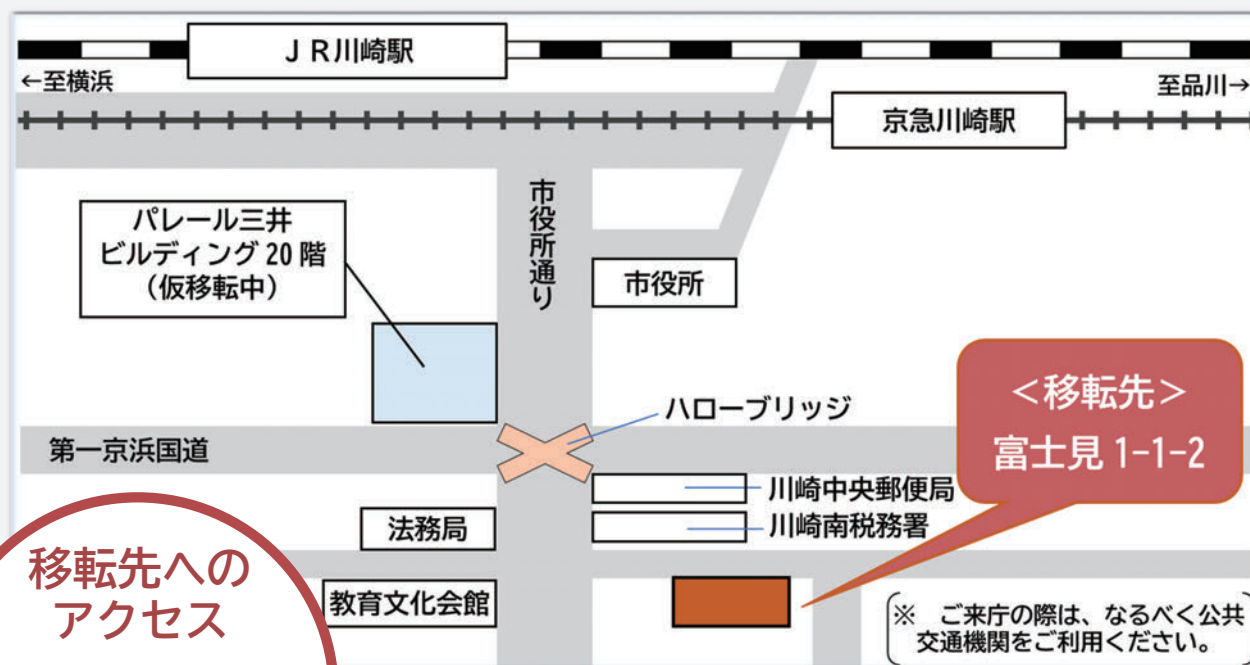
所在地

〒210-8562 川崎市川崎区富士見1-1-2

※ パレール三井ビルディング20階に仮移転する前と同じ所在地に戻ります。

電話番号

(044) 233-7351（代表） ※ 電話番号は変わりません。



移転先へのアクセス

- ・ JR川崎駅東口から徒歩約15分
- ・ 京急川崎駅から徒歩約12分

川崎県税事務所の移転に関する最新情報はHPをご覧ください。
<https://www.pref.kanagawa.jp/zei/kenzei/a010/062.html>



令和7年3月発行
(令和7年7月改訂)

女性部会・青年部会 夏休み租税教室・映画鑑賞会を 行いました

8月5日川崎市産業振興会館に於いて租税教室・映画鑑賞会を開催しました。税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを知って頂き、楽しみながら税について学んでもらいました。



司会進行
(有)龍美社
下村 京子さん



青年部会あいさつ
(株)柏屋
瀧上 亜里佐さん



税金のお話
(株)山根工務店
菅野 龍次さん



1億円の紹介
(株)ワイズ音楽出版
町屋 雄三さん



税金クイズ進行
(株)渡辺土木
渡辺 誠一郎さん



税金クイズ
じゃんけん大会



絵はがきコンクール紹介
T's House (同)
水越 健子さん



閉会のあいさつ
九重運輸(株)
山崎 由美子さん

青年部会 活動報告



9.7 第30回ロボット競技大会
林副部会長より新米40kg贈呈



9.16 税務研修会
講師:川崎南税務署 斉藤弘樹 統括官



10.10 川崎三法人会
青年部会合同ゴルフコンペ

女性部会 活動報告



9.8 連絡協議会セミナー
講師:参遊亭 雄助 氏



9.18 全国女性フォーラム北海道大会
講師:(株)クリエイティブオフィスキュー
伊藤亜由美氏



9.26 税務研修会
講師:川崎南税務署 斉藤弘樹 統括官



8.28 源泉部会研修会
テーマ：最近の源泉所得税の事例について



9.3 源泉部会移動研修会
羽田税関・羽田空港見学



10.4 社会貢献活動（海岸清掃）
小田原御幸の浜

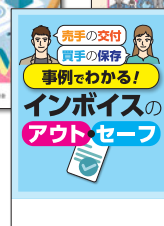
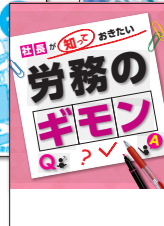
川崎南法人会からのお知らせです

法人会では、税務協力団体としての役目を果たすべく、各種情報発信を行っております。

会員企業のみなさまには、今後も継続して有益な税に関する情報を直接お届けする活動を行ってまいります。

右の冊子につきまして、必要な会員企業さまに無償でご提供いたします。（送料含無料）

ご希望の方は、法人会事務局までFAXを頂くか、メールにて会社名、ご担当者さま、ご住所、連絡先、必要冊子名及び部数をお知らせください。



【法人会事務局】FAX : 044-276-8738 Eメール info@km-hojinkai.or.jp

新入会員紹介

新しい仲間

PRコーナー

菱沼淳史税理士事務所

税理士 菱沼 淳史

住 所：〒212-0054 川崎市幸区小倉5-5-12

TEL：044-280-8911

FAX：044-280-8912

E-mail：music_0805@yahoo.co.jp URL：https://www.hishinuma-tax.net/

事業内容：税理士業（税金の申告書作成、税務相談、記帳代行、資金調達サポート）



この度、川崎南法人会の（賛助）会員になりました税理士の菱沼と申します。

出身地である川崎市幸区小倉で税理士事務所を開業し、今年で6年目になります。

税理士による迅速な直接対応・複数会計ソフト可・創業支援を主な特徴としております。

前職では百貨店等での接客業を経験していたため、お客様の気持ちに寄り添い、同じ目標を掲げ、ご支援をさせて頂いております。

法人会の皆様とは一緒に川崎市を盛り上げていけたらと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。



新入会員のご紹介

(令和7年8月1日～令和7年9月30日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
南3	(株) 久 我 工 業	久 我 昇	大島4-13-8-503	建築工事業一式	(株) 石 橋 斎 場
東1	同 三 強	下 山 慶一朗	港町5-3-335	不動産	事 務 局
幸1	(株) S R M	朝 田 尚 宏	南幸町1-7-5	建設業	事 務 局
南1	T E T R a b A S E 同	日 野 哲 則	渡田1-2-20	無店舗販売	事 務 局
幸1	三 星 食 品 (株)	高 橋 啓 之	南幸町3-126-1	卸売	大同生命保険(株)
中央	C e r i s i e r 同	鎌 瀧 未 来	宮本町5-1-404	美容業、サロンの経営	九 重 運 輸 (株)

賛助会員	五十右 哲 也 (いみぎ経営支援パートナーズ)	大同生命保険(株)
賛助会員	石 川 雅 之 (旅とネコとマグロ舎)	大同生命保険(株)
賛助会員	井 口 美津子	(株)みずゞ製作所

川崎南法人会 主要事業予定

11月

1日(土)～3(月)

●かわさき市民祭り

会場：富士見公園一帯

2日(日)～5日(水)

●海外研修旅行

場所：台湾

6日(木)

●源泉部会 研修会

テーマ：「年末調整説明等説明会」

講師：川崎南税務署担当官

会場：カルッツかわさき・オンライン

時間：13:30～16:00

7日(金)

●第4回 広報委員会

会場：川崎南法人会会議室

時間：16:00～17:00

11日(火)

●新設法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他

会場：川崎南税務署

時間：13:30～16:15

11日(火)

●青年部会 講演会

テーマ：「隣の晩ごはんから見える家族の絆」

講師：落語家・タレント ヨネスケ 氏

会場：川崎商工会議所

時間：17:30～19:00

12日(水)

●納税表彰式

会場：川崎市役所本庁舎

時間：16:00～17:00

13日(木)

●厚生委員会 ゴルフ大会

場所：立野クラシック・ゴルフ倶楽部

14日(金)

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他

会場：川崎南税務署

時間：13:30～16:30

17日(月)

●税を考える週間協賛行事

講師：内田 義彦 川崎南税務署長

会場：川崎南税務署

時間：14:00～15:30

20日(木)

●米海軍第7艦隊 音楽隊コンサート

会場：カルッツかわさき

時間：18:00～20:30

21日(金)

●源泉部会 研修会

テーマ：「年末調整説明等説明会」

講師：川崎南税務署担当官

会場：川崎南税務署

時間：13:30～16:00

21日(金)

●全国青年の集い 山梨大会

テーマ：「プロヴィンチアの挑戦」
～フットボールクラブの枠を超えた存在と役割～

講師：(株)ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ

代表取締役社長 佐久間 悟 氏

会場：アイメッセ山梨

時間：14:00～15:00

24日(月・祝)

●日帰りバス研修旅行

場所：千葉方面 みかん狩り 他

12月

1日(月)

●租税教室講師養成研修会

会場：川崎南税務署

時間：13:30～15:30

2日(火)

●パソコン講習

テーマ：「エクセル基礎講座」

会場：川崎市産業振興会館

時間：13:00～16:00

4日(木)

●女性部会 年末研修会

会場：かに道楽

時間：17:00～

15日(月)

●支部合同税務研修会

テーマ：「世界のキャッシュレス動向を交えて」

講師：川崎南税務署担当官

会場：川崎市産業振興会館

時間：16:00～16:45

17日(水)

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他

会場：川崎南税務署

時間：13:30～16:30



◎税務無料相談◎

相 談 日

11月の相談日／11日(火)

12月の相談日／9日(火)

【午後1時～3時】

相談については、

事前に事務局までご連絡ください。

場 所

公益社団法人 川崎南法人会事務局

☎044-276-8731

川崎市幸区堀川町66-20

(川崎市産業振興会館5F)

◎法律無料相談◎

相 談 日

ご希望の日程、時間を

お知らせください

お気軽にご相談ください

場 所

横浜総合法律事務所

横浜市中区日本大通11

横浜情報文化センター11F

相談については、

事前に事務局までご連絡ください。

AIG

AIG損保

企業防衛・福利厚生目的に
法人会のビジネスガードシリーズ



Business Guard

会員企業をサポートする
AIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償

ハイパー任意労災(業務災害総合保険)

会社で入る医療補償

ハイパーメディカル(業務災害総合保険・メディカル特約)

初期のご相談から賠償金対応まで。労務・雇用トラブルに備える

スマートプロテクト(総合事業者保険)

地域社会に貢献する

ビジネスガードAUTO(法人会の自動車保険)

企業向け第三者賠償責任保険

オールスターズ

ALL STARS(事業賠償・費用総合保険)

火災と地震災害に備える

プロパティガード+企業地震保険 (企業財産保険+
財物損害補償特約+
地震・噴火危険補償特約等)

個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応

情報漏えいガード(個人情報漏洩保険)

役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える

MRP保険(マネジメントリスクプロテクション保険)

海外進出企業向けサポートプラン

ワールドリスク

WorldRisk

この広告は保険の概要をご説明したものです。

「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。

2022年2月時点の内容です。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

横浜支店

〒222-0033

神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19

TEL 045-277-3140 FAX 045-476-8179

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)